

# 災害廃棄物処理対策に関する行政評価・監視 (調査結果)

平成30年12月4日  
 東北管区行政評価局

東日本大震災等の過去の災害では、大量の災害廃棄物が発生しました。その災害廃棄物の処理の遅れは、被災地の早期復旧の妨げになるとともに、自然発火による火災やハエ・蚊などの衛生害虫が仮置場で発生するなど、市民生活にも悪影響を及ぼしました。総務省東北管区行政評価局は、東北ブロック内の全227市町村、東北6県及び環境省東北地方環境事務所における災害廃棄物の処理対策の取組状況を調査した結果に基づき、12月4日、環境省東北地方環境事務所に必要な改善事項を通知しました。

## 調査結果のポイント (H30.6.1時点)

## 主な通知事項

### 【か】仮置場候補地の選定

○仮置場候補地選定済みは225市町村\*中**47市町村(20.9%)**

・仮置場の具体的選定方法や、必要面積の推計方法など、必要な指導・助言を行い、市町村による適切な仮置場候補地の選定を促進

### 【き】関係団体との協定

○し尿等収集について関係団体と協定締結済み・県協定を活用は225市町村\*中**118市町村(52.4%)**  
 ○廃棄物撤去について " 225市町村\*中**141市町村(62.7%)**  
 ○家屋解体 について " 225市町村\*中**106市町村(47.1%)**

・協定の締結や、県協定の活用など、市町村の体制構築を支援

### 【く】国・県・他市町村との連携

○他市町村と活用可能な協定ありは225市町村\*中**124市町村(55.1%)**  
 ○東北ブロックの広域的な処理方針が未設定

・市町村間の協定の締結を促進  
 ・ブロック内での相互の受入体制、他の地域ブロックとの連携方策などの構築を促進

### 【け】災害廃棄物処理計画の策定

○災害廃棄物処理計画策定済みは 6県中**5県** 227市町村中**18市町村(7.9%)**

・処理計画の策定に資する資料(策定マニュアル・ひな型・策定例等)の提供などの効果的な支援を実施

### 【こ】仮置場の場所や受入可能品目等の広報方策

○広報方策策定済みは18市町村中(処理計画策定済みの市町村)**12市町村(66.7%)**

・市町村において、チラシの案を作成することなどを盛り込んだ具体的な広報手順をあらかじめ決めておくよう指導・助言

(注)1 【かきけこ】とは、災害廃棄物処理に係る初動対応のポイントの頭文字。詳細については3ページ参照。

2 \*ほぼ全域が帰還困難区域となっている2町を除く。以下同じ。

# 災害発生時の災害廃棄物処理対策の必要性

- ・東日本大震災以降も、毎年のように大規模な災害が発生し、今後も、首都直下地震や南海トラフ巨大地震など、激甚な被害をもたらす災害の発生が懸念される。また、時間雨量50mmを超える非常に激しい雨が頻発するなど土砂災害や水害を招く要因となっている。
- ・災害時には大量の災害廃棄物が発生し、東日本大震災等の過去の災害では、被災地の早期復旧の妨げになるとともに、自然発火による火災やハエ・蚊などの衛生害虫が仮置場で発生するなど、市民生活にも悪影響を及ぼした。

## 【東日本大震災(平成23年3月)の例】

## 【近年の災害における災害廃棄物の発生量及び特徴】

区分	家屋被害		災害廃棄物発生量	特徴
	全壊	半壊		
東日本大震災 (平成23年3月発生)	121,781 棟	280,962 棟	約3,100万 トン	地震・津波により膨大な災害廃棄物が発生し、津波堆積物や混合廃棄物が広範囲に散乱
平成26年8月豪雨 (広島市での土砂災害)	179 棟	217 棟	約58万 トン	災害廃棄物を巻き込んだ大量の土砂(53.5万トン)が発生
平成27年9月関東・東北豪雨 (常総市での水害)	53 棟	5,054 棟	約5万 トン	常総市のごみ排出量の約2.6年分浸水家屋の片付け時に、分別不徹底の混合廃棄物(3.3万トン)が大量に発生
熊本地震 (平成28年4月発生)	8,662 棟	34,239 棟	約316万 トン	熊本県のごみ排出量の約5.6年分家屋等の倒壊により、大量の災害廃棄物(コンクリートがら、木くず(柱等)、瓦等)が発生



学校に隣接した場所を仮置場に選定したため、災害廃棄物に起因した生徒の健康被害や学習環境の悪化が問題に

(宮城県の資料による。)



仮置場の面積不足のために高く積み上げられた災害廃棄物が、圧密・腐敗・発酵により温度が上昇し、火災が発生  
(岩手、宮城及び福島県で計38件の火災が発生)

(環境省東北地方環境事務所・(一財)日本環境衛生センターの資料による。)

## 【平成27年9月関東・東北豪雨の例】



初動対応の遅れにより、発災直後から仮置場に指定されていない公園に災害廃棄物が分別されずに置かれ始め、便乗排出を食い止めることができず、数日で膨大な量が持ち込まれる事態に

(国立研究開発法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センターの資料による。)

## 【熊本地震(平成28年4月)の例】



発災当初、仮置場に管理者、誘導員又は選別員の配置がなく、混合廃棄物の状態に

(熊本県の資料による。)

(注) 「災害廃棄物処理行政事務の手引き」(平成29年3月東北地方環境事務所)、環境省ホームページ(災害廃棄物対策情報サイト)を基に、当局が作成した。



- ・災害廃棄物の処理は生活環境の保全に非常に重要
- ・処理主体である市町村において、事前準備に基づいた迅速かつ適切な初動対応が重要

(災害廃棄物対策の基礎(H28.3環境省災害廃棄物対策チーム))

## 災害廃棄物の処理に係る初動対応のポイント【かきくけこ】

**国立環境研究所  
資源循環・廃棄物研究センター**  
「これまでの災害時における教訓を踏まえ、災害に備えておくべき初動対応のポイント【かきくけこ】の備えを万全にしておく必要がある。」

<p><b>か</b> 仮置場</p>	<p><b>仮置場候補地の事前検討・選定が未実施であると</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生後、急きょ公園・グラウンド等の公有地等を仮置場に選定せざるを得ない</li> <li>・周辺住民から臭気・車両渋滞等の苦情が発生し、すぐ次の用地選定に迫られる</li> <li>・搬入管理の対応ができず、野放図な投棄場となる</li> </ul>
<p><b>き</b> 協定</p>	<p><b>災害発生時の廃棄物収集等に関する関係団体との協定が未締結であると</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生後一定期間、廃棄物の収集体制が組めず、迅速な処理が困難で、市民生活に混乱を生じる</li> <li>・運搬手段のない市民は路上や近隣空地に排出し、放置状態が続く</li> </ul>
<p><b>く</b> 国・県・他市町村 ・組合との連携</p>	<p><b>災害発生時の具体的な国、県、他市町村等との連携・協定がないと</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国・県・他市町村への支援要請の具体化に時間を要する</li> <li>・1自治体の処理能力を超過する災害が発生した時、具体的な処理戦略が迅速に描けない</li> <li>・一部事務組合に一般廃棄物処理を頼っている市町村は、災害廃棄物への具体的な対応が遅れがち</li> </ul>
<p><b>け</b> 計画</p>	<p><b>市町村、県が災害廃棄物処理計画を未策定であると</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初動対応が後手に回り、全てが緊急対応の業務となって、日々仕事に追われる</li> <li>・収集、仮置き、処理に対応する十分な体制が組めず、災害廃棄物の滞留・処理の遅れが発生</li> <li>・発生量の推計、処理フローの構築による処理実行計画の策定に手間取る</li> </ul>
<p><b>こ</b> 広報</p>	<p><b>災害廃棄物対応の戦略決定に手間取ると</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の排出方法等の明確な広報が遅れると、市民生活に混乱を生じる</li> <li>・排出秩序が形成されず、分別の乱れと便乗排出を食い止めることができない</li> <li>・結果として処理困難な大量の混合ごみを抱える</li> </ul>

災害廃棄物の処理対策について調査し、その初動対応のポイント【かきくけこ】を中心に整理  
(次ページ以降)

通知日：平成30年12月4日  
通知先：環境省東北地方環境事務所  
調査期間：平成30年5月25日～  
調査対象機関：環境省東北地方環境事務所、東北6県、227市町村、関係団体

(注) 国立研究開発法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センターの資料を参考に、当局が作成した。

# 仮置場候補地の選定 【かきくけこ】

仮置場候補地の事前検討・選定が未実施であると

- ・災害発生後、急きょ公園・グラウンド等の公有地等を仮置場に選定せざるを得ない
- ・周辺住民から臭気・車両渋滞等の苦情が発生し、すぐ次の用地選定に迫られる
- ・搬入管理の対応ができず、野放図な投棄場となる

結果報告書  
P33～

## 制度概要

・災害廃棄物を円滑に処理するために、一時保管、処理する場所として仮置場が必要

市町村は、仮置場の候補地を平時に設定  
(災害廃棄物対策指針第2編1-6)

### 【仮置場候補地の選定の留意点】

- ・空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることを踏まえ選定
- ・病院・学校・水源などの位置に留意し、近接する場所を避ける。
- ・公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設等の公有地を選定  
など

・国は、H30年度までに仮置場整備率70%を目標として取組(国土強靱化アクションプラン2018)

## 調査結果 (H30. 6. 1現在)

225市町村中47市町村(20.9%)が仮置場候補地選定済み

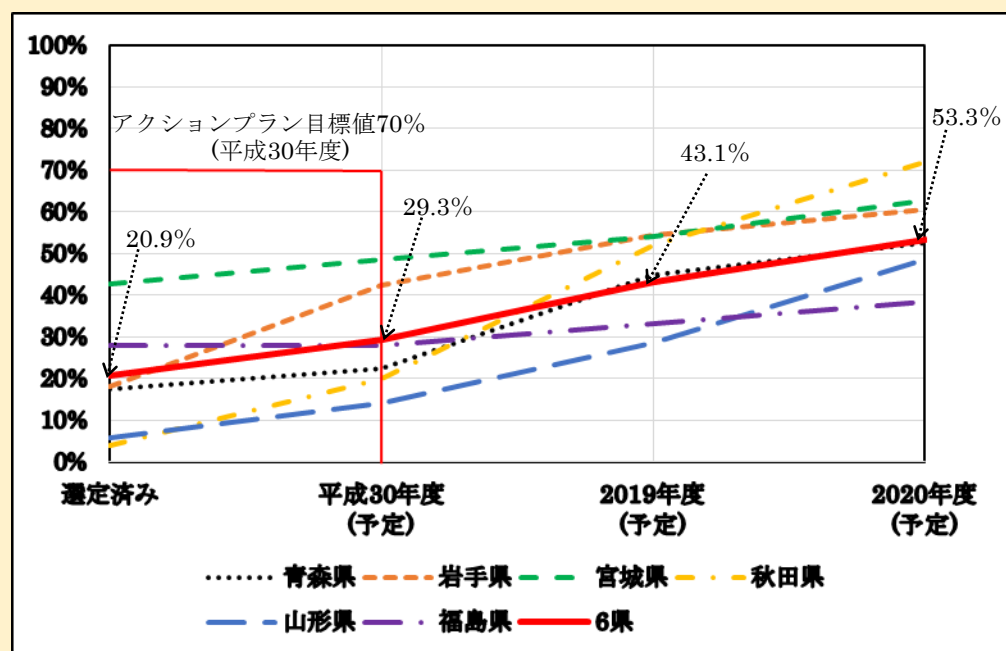
H30年度内に選定予定の19市町村を加えても  
66市町村(29.3%)と目標を大きく下回る。

2020年度までも、120市町村(53.3%)と、目標に達しない。

## 仮置場候補地の選定状況

区分	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	合計	累計
市町村数	40	33	35	25	35	57(注2)	225	
仮置場候補地 選定済市町村 〔仮置場候補 地箇所数〕	7 (17.5%) [11]	6 (18.2%) [23]	15 (42.9%) [78]	1 (4.0%) [9]	2 (5.7%) [7]	16 (28.1%) [56]	47 (20.9%) [184]	47 (20.9%)
平成30年度 内に選定予定	2 (5.0%)	8 (24.2%)	2 (5.7%)	4 (16.0%)	3 (8.6%)	0 (0%)	19 (8.4%)	66 (29.3%)
2019年度まで に選定予定	9 (22.5%)	4 (12.1%)	2 (5.7%)	8 (32.0%)	5 (14.3%)	3 (5.3%)	31 (13.8%)	97 (43.1%)
2020年度まで に選定予定	3 (7.5%)	2 (6.1%)	3 (8.6%)	5 (20.0%)	7 (20.0%)	3 (5.3%)	23 (10.2%)	120 (53.3%)
2021年度以降	19 (47.5%)	13 (39.4%)	13 (37.1%)	7 (28.0%)	18 (51.4%)	35 (61.4%)	105 (46.7%)	225 (100%)

## 市町村仮置場候補地の選定率の推移



## 調査結果 (続き)

### 仮置場候補地を未選定の主な理由

区分	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	合計	
仮置場候補地選定済市町村	7	6	15	1	2	16	47	
仮置場候補地未選定市町村	33	27	20	24	33	41	178	
仮置場候補地を未選定の理由*	①災害時に利用可能な土地の把握が難しい 〔土地の選定〕	19 (57.6%)	16 (59.3%)	8 (40.0%)	17 (70.8%)	16 (48.5%)	14 (34.1%)	90 (50.6%)
	②仮置場として適する土地かどうかの判断が難しい 〔専門的知見の不足〕	20 (60.6%)	12 (44.4%)	6 (30.0%)	16 (66.7%)	19 (57.6%)	10 (24.4%)	83 (46.6%)
	③仮置場の必要面積の算定が難しい 〔専門的知見の不足〕	16 (48.5%)	14 (51.9%)	7 (35.0%)	10 (41.7%)	19 (57.6%)	14 (34.1%)	80 (44.9%)
	④選定に当たる職員や時間を確保できない 〔人材不足〕	13 (39.4%)	12 (44.4%)	7 (35.0%)	7 (29.2%)	18 (54.5%)	20 (48.8%)	77 (43.3%)
	⑤仮置場候補地の周辺住民や民間事業者との調整が難しい 〔調整困難〕	11 (33.3%)	7 (25.9%)	8 (40.0%)	10 (41.7%)	11 (33.3%)	16 (39.0%)	63 (35.4%)

\*複数回答可とし、上位5件まで掲載

(選定されている仮置場候補地184か所について)

### 選定済の市町村における庁内での仮置場候補地調整状況

区分	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	合計
仮置場候補地数	11	23	78	9	7	56	184
所管課との調整が未調整	0 (0%)	2 (8.7%)	0 (0%)	8 (88.9%)	2 (28.6%)	1 (1.8%)	13 (7.1%)
災害対策本部所管課との調整が未調整	1 (9.1%)	5 (21.7%)	42 (53.8%)	9 (100%)	2 (28.6%)	7 (12.5%)	66 (35.9%)

すぐに仮置場として使用できないおそれ

他の災害用途と需要が競合するおそれ

### 東北地方環境事務所の取組

- ・入門書(市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き)の作成・提供
- ・東北ブロック内の県・主要市町村等で組織した協議会\*で説明 など

\*災害廃棄物対策東北ブロック協議会

### 課題 市町村担当職員の仮置場候補地選定に係る知見・ノウハウが不足

- ① 災害時に利用可能な土地の把握が難しい
- ② 専門的知見の不足
  - i) 仮置場として適するかどうかの判断が難しい
  - ii) 必要面積の算定が難しい
- ③ 人材不足
- ④ 周辺住民、庁内等との調整が困難

### 【仮置場候補地の選定を促進するための方策の例】 仮置場選定のチェックリストの活用

区分	項目	条件	判定
① 発災前の留意点	立地条件	(1) 河川敷ではない。	
	前面道路幅	(2) 前面道路幅が6m以上ある。	
		(3) 公有地(市町村有地、県有地、国有地)である。	
	所有者	(4) 地域住民との関係性が良好な土地である。	
		(5) (私有地である場合) 地権者の数が少ない土地である。	
	面積	(6) 面積が十分にある。(二次仮置場は12ha以上)	
		(7) 周辺が住宅地ではない。	
	周辺の土地利用	(8) 周辺が病院、福祉施設、学校等ではない。	
		(9) 企業活動や漁業等の住民の生業の妨げにならない場所である。	
	土地利用の規制	(10) 法律等により土地の利用が規制されていない。	
		(11) 高速道路のインターチェンジから近い。	
	輸送ルート	(12) 緊急輸送路に近い。	
		(13) 鉄道貨物駅、港湾が近くにある。	
	土地の形状	(14) 起伏のない平坦地である。	
		(15) 変則形状の土地ではない。	
土地の基盤整備の状況	(16) 地盤が硬い。		
	(17) アスファルト敷きである。		
設備	(18) 暗渠排水管が存在していない。		
	(19) 消火用の水を確保できる場所である。		
被災考慮	(20) 電力を確保できる場所である。		
	(21) 各種災害(津波、洪水、土石流等)の被災エリアではない。		
地域防災計画での位置付け	(22) 地域防災計画で応急仮設住宅、避難所等に指定されていない。		
	(23) 道路啓開の順位が高い。		
② 留災意災点後	仮置場の配置	(24) 仮置場の偏在を避け、仮置場を分散して配置する。	
	被災地との距離	(25) 被災地の近くにある。	

仮置場として適する土地かどうか判断できるよう、選定項目をチェックリストとして提示

- ・○が多いもの  
⇒優先順位高
- ・○が付かない項目  
⇒対応策・制限事項を記載したチェックリスト(結果報告書P94)に沿って対応

中国四国地方環境事務所の作成例

## 東北地方環境事務所に対する通知事項

市町村が仮置場候補地を選定する上での課題を把握した上で、仮置場の具体的選定方法や必要面積の推計方法など、選定を促進するために必要な指導・助言を協議会及び県と連携して行い、適切な仮置場候補地の選定を促進



# 関係団体との協定 【かきくけこ】

災害発生時の廃棄物収集等に関する関係団体との協定が未締結であると  
 ・災害発生後一定期間、廃棄物の収集体制が組めず、迅速な処理が困難で、市民生活に混乱を生じる  
 ・運搬手段のない市民は路上や近隣空地に排出し、放置状態が続く

結果報告書  
P27～

## 制度概要

・災害廃棄物の性状は、産業廃棄物に相当するものが多く、それらの廃棄物を扱っている事業者の経験、能力の活用の検討が必要

市町村が関係団体と災害支援協定を締結  
 又は  
 県が関係団体と一括して協定を締結し、市町村が活用

(災害廃棄物対策指針第2編1-3(4))

□ 東日本大震災で被災した地方公共団体へのヒアリングの結果  
 ・災害廃棄物の処理関係の協定が有効に機能(29団体中21団体)  
 ・し尿処理関係の協定が有効に機能(12団体中10団体)  
 (巨大災害により発生する災害廃棄物の処理に自治体はどう備えるか (H27.3東北地方環境事務所より))

(一社)岩手県産業廃棄物協会の取組(推奨事例)  
 県内全市町村と個別に協定締結を推進  
 (H30.7.3現在、33市町村中22市町村と協定締結)  
 経緯:近年の豪雨災害の頻発を踏まえ災害廃棄物の処理主体である市町村との協定締結が必要

協力体制の構築

## 調査結果 (H30.6.1現在)

### し尿、浄化槽汚泥の収集・運搬・処理関係

区分	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	合計
市町村数	40	33	35	25	35	57	225
関係団体と協定を締結	2 (5.0%)	1 (3.0%)	9 (25.7%)	5 (20.0%)	11 (31.4%)	4 (7.0%)	32 (14.2%)
県協定を活用	25 (62.5%)	8 (24.2%)	10 (28.6%)	12 (48.0%)	21 (60.0%)	10 (17.5%)	86 (38.2%)
関係団体と協定を締結せず、県協定も活用しない	13 (32.5%)	24 (72.7%)	16 (45.7%)	8 (32.0%)	3 (8.6%)	43 (75.4%)	107 (47.6%)

### 災害廃棄物の撤去・運搬・処理関係

区分	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	合計
市町村数	40	33	35	25	35	57	225
関係団体と協定を締結	8 (20.0%)	22 (66.7%)	13 (37.1%)	5 (20.0%)	18 (51.4%)	6 (10.5%)	72 (32.0%)
県協定を活用	18 (45.0%)	4 (12.1%)	10 (28.6%)	12 (48.0%)	15 (42.9%)	10 (17.5%)	69 (30.7%)
関係団体と協定を締結せず、県協定も活用しない	14 (35.0%)	7 (21.2%)	12 (34.3%)	8 (32.0%)	2 (5.7%)	41 (71.9%)	84 (37.3%)

### 損壊家屋等の撤去(解体)関係

区分	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	合計
市町村数	40	33	35	25	35	57	225
関係団体と協定を締結	9 (22.5%)	7 (21.2%)	12 (34.3%)	7 (28.0%)	14 (40.0%)	3 (5.3%)	52 (23.1%)
県協定を活用	17 (42.5%)	-	8 (22.9%)	-	20 (57.1%)	9 (15.8%)	54 (24.0%)
関係団体と協定を締結せず、県協定も活用しない	14 (35.0%)	26 (78.8%)	15 (42.9%)	18 (72.0%)	1 (2.9%)	45 (78.9%)	119 (52.9%)

## 課題

多くの市町村が関係団体と協定を締結しておらず、県協定を活用することにもしていない

## 東北地方環境事務所に対する通知事項

市町村と関係団体との協定の締結状況を県を通じて把握した上で、市町村に対し、協議会等を活用して協定の締結及び協定内容の見直しや県協定の活用について説明する等、受援体制の整備も含めた体制構築を支援

# 国・県・他市町村との連携 【かきくけこ】

災害発生時の具体的な国、県、他市町村等との連携・協定がないと  
 ・国・県・他市町村への支援要請の具体化に時間を要する  
 ・1自治体の処理能力を超過する災害が発生した時、具体的な処理戦略が迅速に描けない

結果報告書  
P19～

## 制度概要

・東日本大震災など大規模災害時に、被災地域のみでは円滑かつ迅速に処理を行うことは極めて困難  
 ・他市町村で処理する場合の手續に想定外の時間を要し、迅速な処理ができなかった(震災の教訓)。

### ・事前に市町村間で災害協定を締結

(巨大災害発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキーム(H27.2環境省))

### ・ブロック単位で広域連携のための行動計画策定

(大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針(H27.11環境省))

#### 【行動計画に盛り込む事項】

被害想定、処理方針、目標期間など

⇒H30.3「災害廃棄物対策東北ブロック行動計画」策定(災害廃棄物対策東北ブロック協議会)

## 調査結果 (H30.6.1現在)

災害廃棄物の受入れの円滑・迅速化のための市町村間の協定

区分	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	合計
市町村数	40	33	35	25	35	57	225
災害時相互応援協定、個別の協定を活用している	33 (82.5%)	32 (97.0%)	9 (25.7%)	19 (76.0%)	26 (74.3%)	5 (8.8%)	124 (55.1%)
締結先	県内市町村	32	9	19	26	4	123
	県外市町村	2	2	3	1	3	17
災害時相互応援協定の活用を検討中、個別の協定の締結を検討中等	7 (17.5%)	1 (3.0%)	26 (74.3%)	6 (24.0%)	9 (25.7%)	52 (91.2%)	101 (44.9%)

### 課題1

活用可能な協定があるとする市町村は半分程度

## 災害廃棄物発生量と県内処理可能量の比較 \* 当局試算値

県	想定される最大規模の地震	災害廃棄物発生量	要焼却量	焼却処理可能量(3年)	県内処理の可否(焼却)	要埋立量	埋立処理可能量(3年)	県内処理の可否(埋立)
青森	想定太平洋側海溝型地震	15,947,828	1,330,239	3,004,706	○	849,890	268,243	×
岩手	海溝型地震	6,183,843	989,415*	825,977*	×	618,384*	127,388*	×
宮城	東日本大震災	19,510,000	3,121,600*	707,511*	×	1,951,000*	585,378*	×
秋田	海域A+B+C連動	22,375,868	1,336,080	601,661	×	7,150,745	2,343,148	×
山形	山形盆地断層帯地震	5,321,327	835,000	366,000	×	110,000	757,688	○

### 課題2

県外処理が必要とわかれる※が、具体的な被害想定や広域的な処理方針が災害廃棄物対策東北ブロック行動計画に未設定

※各県で想定される最大規模の災害時に発生する災害廃棄物について、自県内における処理可能量(焼却、埋立)を試算した結果、要焼却量・要埋立量が、それぞれ5県のうち4県で自県内処理可能量を上回る。

## 東北地方環境事務所に対する通知事項

**課題1** ⇒ 市町村間の協定の締結状況及び協定の内容を県を通じて把握し、協議会等を活用して、協定内容の確認及び協定の締結を促進

**課題2** ⇒ 東北ブロック内で被害想定を共有するとともに、東北ブロック行動計画において、ブロック内での相互の受入体制、他の地域ブロックとの連携方策などの構築を促進

# 災害廃棄物処理計画の策定 【かきくけこ】

市町村、県が災害廃棄物処理計画を未策定であると

- ・初動対応が後手に回り、全てが緊急対応の業務となって、日々仕事に追われる
- ・収集、仮置き、処理に対応する十分な体制が組めず、災害廃棄物の滞留・処理の遅れが発生
- ・発生量の推計、処理フローの構築による処理実行計画の策定に手間取る

結果報告書  
p9～

## 制度概要

・市町村、県は、災害時に備え「災害廃棄物対策指針」を十分踏まえて「災害廃棄物処理計画」を策定

(「廃棄物処理法に基づく基本方針(環境省告示)」(H28.1改正)、「防災基本計画(中央防災会議)」(H26.1修正))

### 【災害廃棄物処理計画に盛り込む事項】

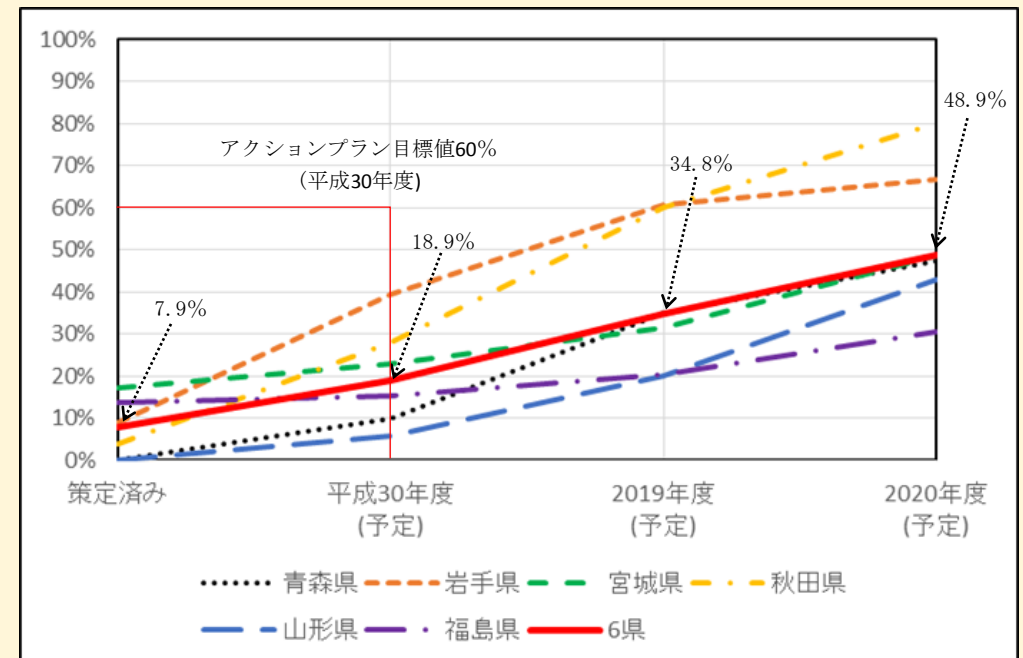
- 体制整備  
組織体制、協力・支援体制、職員への教育・訓練
  - 災害廃棄物処理対策の検討  
災害廃棄物量の試算、処理フローの検討、仮置場候補地など
  - 住民等への啓発・広報
- (災害廃棄物対策指針第2編)

・国は、H30年度までに市町村災害廃棄物処理計画の策定率60%を目標として取組(国土強靱化アクションプラン2018)

## 市町村災害廃棄物処理計画の策定(策定予定)状況

区分	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	合計	累計
市町村数	40	33	35	25	35	59	227	
策定済み	0 (0%)	3 (9.1%)	6 (17.1%)	1 (4.0%)	0 (0%)	8 (13.6%)	18 (7.9%)	18 (7.9%)
平成30年度内に策定予定	4 (10.0%)	10 (30.3%)	2 (5.7%)	6 (24.0%)	2 (5.7%)	1 (1.7%)	25 (11.0%)	43 (18.9%)
2019年度までに策定予定	10 (25.0%)	7 (21.2%)	3 (8.6%)	8 (32.0%)	5 (14.3%)	3 (5.1%)	36 (15.9%)	79 (34.8%)
2020年度までに策定予定	5 (12.5%)	2 (6.1%)	6 (17.1%)	5 (20.0%)	8 (22.9%)	6 (10.2%)	32 (14.1%)	111 (48.9%)
2021年度以降	21 (52.5%)	11 (33.3%)	18 (51.4%)	5 (20.0%)	20 (57.1%)	41 (69.5%)	116 (51.1%)	227 (100%)

## 市町村災害廃棄物処理計画の策定(策定予定)率の推移



## 調査結果 (H30.6.1現在)

- ・県処理計画は、6県中5県が策定済み\*
- ・市町村処理計画は、227市町村中18市町村(7.9%)が策定済み  
H30年度内に策定予定の25市町村を加えても43市町村(18.9%)と目標を大きく下回る。  
3年後(2021年度)以降に策定予定とする市町村が116市町村(51.1%)と半分以上

\*福島県は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復旧・復興業務を最優先として対応してきたため未策定。処理計画の策定を検討中。



## 調査結果（続き）

### 市町村処理計画を策定する上での課題

区 分		市町村数
処理計画を策定済み		18
処理計画を未策定		209
策定する上での課題*	①作成に当たる職員や時間を確保できない。	129[61.7%]
	②専門的な情報や知見が不足している。	125[59.8%]
	i 災害廃棄物発生量の推計が難しい。	102(81.6%)
	ii 災害廃棄物処理可能量の推計が難しい。	83(66.4%)
	ii 仮置場候補地の選定が難しい。	83(66.4%)
③何から手を付ければ良いか分からない。	81[38.8%]	

\*複数回答可とし、上位3件まで掲載

策定マニュアルやひな型等の提供がないと、独力で処理計画を策定することは難しいことがうかがえる。

#### 東北地方環境事務所の取組

- ・入門書（市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き）の作成・提供
- ・モデル事業による処理計画（案）の作成
- ・説明会の開催 などにより処理計画の策定を支援

### 市町村処理計画を策定する上で必要としている支援策

区 分		市町村数
処理計画を策定済み		18
処理計画を未策定		209
必要とする支援*	①市町村向けの策定マニュアルやひな型の提供	159(76.1%)
	②他市町村の処理計画の策定例の提供	140(67.0%)
	③災害廃棄物の発生量や処理可能量の推計方法などの技術資料の提供	115(55.0%)

\*複数回答可とし、上位3件まで掲載

### 市町村処理計画を策定していても処理対策が不十分な状況

区 分	市町村数
処理計画を策定済み	18
災害廃棄物の発生量又は処理可能量を推計していない。 （災害廃棄物対策指針第2編 1-6(1)）	10 (55.6%)
処理フローを作成していない。 （災害廃棄物対策指針第2編 1-6(3)）	5 (27.8%)
設計、積算、現場管理等に必要な土木・建築職の職員を含めた組織体制を構築していない。（災害廃棄物対策指針第2編 1-1）	8 (44.4%)

#### 課題1

処理計画の策定マニュアル・ひな型・策定例の提供など、処理計画を策定する上での課題や必要としている支援策への対応が必要

#### 岩手県・秋田県の推奨的な取組

- ・市町村処理計画のひな型となる策定マニュアルを作成・提供(岩手県・秋田県)
- ・段階的な作業を積み重ね、処理計画を作成させる研修会を開催(秋田県)

⇒市町村は、策定マニュアルを参照することで、災害廃棄物の発生量の推計などの専門的な情報や知見がなくても、無理なく処理計画を策定できる。  
(処理計画を策定する上での課題や必要としている支援策に対応した取組)

#### 課題2

災害廃棄物対策指針で特に留意すべき重要な事項とされている点について処理対策を講じていない市町村への指導・助言が未実施

### 東北地方環境事務所に対する通知事項

**課題1** ⇒ 処理計画を策定する上での課題や県、市町村が必要とする情報を整理した上で、処理計画の策定に資する資料（策定マニュアル・ひな型・策定例等）の提供などの効果的な支援を実施

**課題2** ⇒ 対策指針を踏まえた処理対策を講じていない市町村に対して、災害廃棄物の発生量の推計、処理フローの作成など、適切な処理対策を講じるよう、指導・助言

# 仮置場の場所や受入可能品目等の 広報方策【かきくけこ】

災害廃棄物対応の戦略決定に手間取ると

- ・災害廃棄物の排出方法等の明確な広報が遅れると、市民生活に混乱を生じる
- ・排出秩序が形成されず、分別の乱れと便乗排出を食い止めることができない
- ・結果として処理困難な大量の混合ごみを抱える

結果報告書  
P41～

## 制度概要

・災害廃棄物を適正に処理する上で、住民や事業者の理解が不可欠なため、仮置場の開設予定や収集の有無等について、できるだけ早い段階で時系列を考慮し、広報計画を立てることが必要

(災害廃棄物対策指針第2編1-8)

事前に仮置場の場所や受入可能品目等の災害廃棄物の排出方法をどのように広報するか決めておくことが重要

## 秋田県の取組

市町村処理計画のひな型となる策定マニュアルに、他県のチラシの作成実例を掲載するとともに、市町村に対して、チラシ案の事前作成など、具体的な広報方策の策定を求めている。

災害がれき分別のお願い

被災した家庭の整理・清掃をされる際、さまざまなごみが発生しますが、のちのちのごみ処理に支障がありますので、次のように分別されるよう御協力をお願いします。 被災者がれきの搬入場所は雄城中央小学校跡地です。

分別の区分

①木(家具) ②木(柱) ③畳、布団類  
④家電4品目(TV、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)  
⑤パソコン ⑥その他家電(電子レンジなど) ⑦金属ごみ  
⑧ガラス、陶磁器 ⑨コンクリートくず ⑩瓦類

※ 通常の可燃ごみ、不燃ごみ等は、ごみステーションへお出し下さい。  
※ ごみステーションに、災害がれきを出さないでください。  
※ その他、取り扱えないもの  
・ガソリンや石油など危険物 ・農薬など取扱困難物  
・土砂 ・石綿含有物 ・太陽光パネル  
・解体業者による解体ごみなどの事業系ごみ  
※ 請求による解体ごみは、基本的には産業廃棄物となり、建設リサイクル法又は産業廃棄物の処理カードで処理されます。  
※ 場内は徐行運転をお願いします。  
※ 事故が起きた場合の責任は一切負えません。

※秋田県の策定マニュアル(抜粋)

## 調査結果 (H30. 6. 1現在)

### 市町村処理計画における広報方策の策定状況

区分	市町村数
処理計画を策定済み	18( 7.9% )
広報方策を策定済み	12( 5.3% )
広報方策を未策定	6( 2.6% )
処理計画を未策定	209( 92.1% )
合計	227

### 市町村処理計画において広報方策を策定している12市町村の掲載内容

広報が必要な項目・広報手法	市町村数
分別方法	12(100%)
収集方法	12(100%)
仮置場の開設状況 (場所、搬入時間、曜日、誘導路、案内図、配置図等)	11(91.7%)
仮置場に持ち込んではいけないもの (生ごみ、有害廃棄物、引火性のもの等)	12(100%)
災害廃棄物であることの証明方法 (住所記載の身分証明書、罹災証明書等)	0( 0% )
外国人を対象としたチラシやホームページ、放送等	0( 0% )
広報手法	11(91.7%)

## 課題

・一部の市町村は広報方策を未策定  
(処理計画を策定していない市町村を含めれば大半の市町村は広報方策を未策定)

・災害廃棄物であることの証明方法や外国人向けチラシ等の掲載項目なし

## 東北地方環境事務所に対する通知事項

仮置場の場所や受入可能品目等の事項について、発災直後に速やかに広報できるように、事前にチラシの案を作成することなどを盛り込んだ、住民にとって分かりやすい具体的な広報手順をあらかじめ決めておくよう指導・助言